

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

佐渡海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

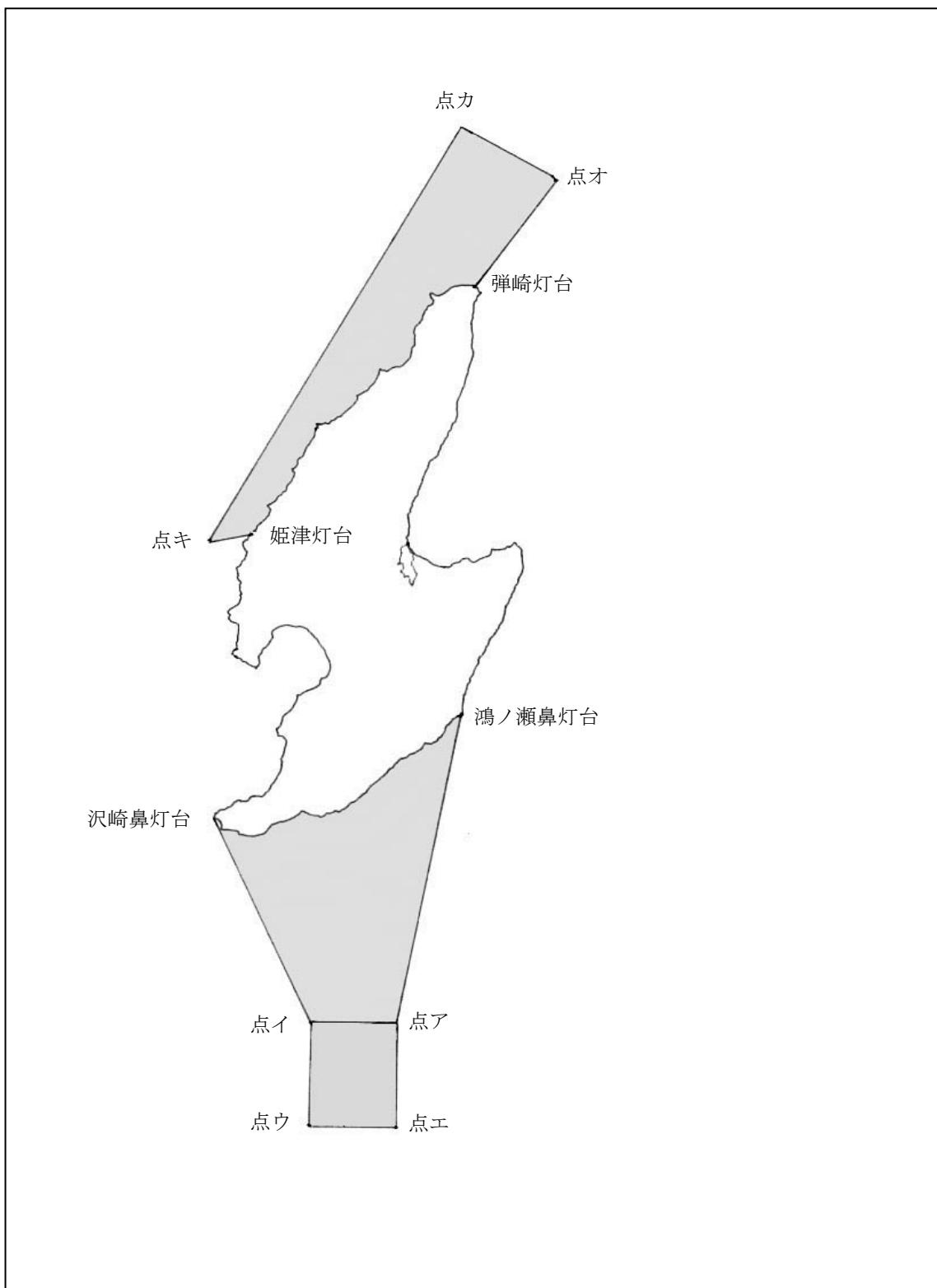
令和7年3月28日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

1 禁止区域	<p>(1) 加茂湖全域のまき餌使用禁止</p> <p>(2) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) わかめ等藻類養殖施設の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(4) 魚介類の蓄養、養殖施設の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(5) 下記範囲においては船釣りでのまき餌を禁止</p> <p>① 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止 ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分 イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分 ウ 北緯37度31.18分、東経138度19.81分 エ 北緯37度31.18分、東経138度25.81分</p> <p>② 佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点、次のア、イ、佐渡市沢崎鼻灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止 ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分 イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>③ 佐渡市弾崎灯台中心点、次のオ、カ、キ、佐渡市姫津灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止 オ 北緯38度26分、東経138度37分 カ 北緯38度29分、東経138度30分 キ 北緯38度05分、東経138度12分</p> <p>(6) 共同漁業権佐共第5号（佐渡市姫津地先）内の船だまり内のまき餌使用禁止</p>
2 漁具制限	<p>(1) 船釣りにおいてはまき餌かご、まき餌袋等を使用することを認め（ただし禁止区域あり）、直接海中に投じるまき餌を禁止</p> <p>(2) 次の共同漁業権の区域においてはオキアミ以外のまき餌は禁止</p> <p>1) 佐共第5号（佐渡市姫津地先）</p> <p>2) 佐共第19号（佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び塙場地先）</p> <p>3) 佐共第37号（平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先）</p>

	4) 佐共第38号（佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先）
--	--

佐渡地区 船釣りでのまき餌使用禁止区域



佐渡地区 オキアミ以外のまき餌禁止区域

